

令和6年能登半島地震における 高齢者施設等の復旧に向けた支援策について

2024/04/26

Ver.2.0

建物被害の復旧支援について（社会福祉施設等災害復旧費補助金）

事業者負担「6分の1」で復旧できます

※施設種別により異なりますので、詳細は「災害復旧に関する Q&A」をご確認ください。

申請は、県庁までご相談ください

補助対象となる施設は・・・

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーションなど

補助対象となる工事内容等は・・・

令和6年能登半島地震において被災した施設に関する復旧費

〈補助の対象となる費用〉

建物・・・施設本体及びその附属建物など

工作物・・・門、囲障、給排水施設、電信、電話及び電気施設など

※工作物は建物と一体として復旧する必要があるものに限られます（必要最小限度の範囲）

〈補助の対象とならない費用〉

賃貸施設の災害復旧、土地の買収又は整地（災害によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く）、既存建物の買収、職員の宿舍、原形復旧の範囲を超えるもの

補助対象となる施設は・・・

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、居宅介護支援、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターなど

補助対象となる事務用品などの経費は・・・

- ・事業所の車輛（訪問、送迎、移送用）
- ・事務用品、事務機器（パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど事業所・施設事務に要するもの）
- ・事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- ・その他事業再開に必要な初度経費
- ・耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費

補助額は・・・

単価の範囲内であれば自己負担はありません

※施設種別により異なりますので、詳細は「災害復旧に関する Q&A」をご確認ください。

- (例) 特養、養護老人ホーム：245万円
デイサービス：297.5万円
訪問介護：336万円

- ・上記（社会福祉施設等設備災害復旧費補助金）とは別に、地域医療介護総合確保基金（開設準備経費）による支援も今後、予定していますが、同一事業所では両方の補助は受けられません。
- ・補助単価は91.4万円（定員1人あたり）等
- ・訪問介護、居宅介護支援、地域包括支援センター等は対象となりません。
- ・詳細は、県庁（地域密着型サービスは市町）までご相談ください。

災害復旧に関する Q&A

Q 補助金交付までの流れを教えてください

A 補助金協議 ⇒ 実地調査 ⇒ 補助金交付となります

おおよその流れは以下のとおりとなります。

- ・被災後、補助金の協議書を提出（原則30日以内。今回の災害では60日に延長されていますが、期限内に提出が難しい場合には、県庁までご相談ください）

- ・協議書の関係書類が整ったら、東海北陸厚生局及び北陸財務局による「実地調査（被害の程度を確認し、申請された復旧工事に必要な工法や費用が適正なものであるかを現地で確認すること）」を実施

※実地調査は復旧前、復旧後、いずれでの実施も可能ですが、復旧前に実地調査を行い、その後、追加で必要な工事が発生した場合であっても、原則として、追加工事分は補助の対象となりません。

- ・補助金の支払い

※精算払い（工事が完了し補助額が確定された後に支払うこと）となります。

工事資金や運転資金については、（独）福祉医療機構が行っている災害復旧に係る優遇融資の活用も可能です。詳細についてはこちらをご参照ください。

（独）福祉医療機構「令和6年能登半島地震の災害復旧資金に関する概要（福祉貸付事業）」
https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/1_20240112_fukushi_gaiyou.pdf



Q 申請に関する書類はいつまでに提出すれば良いですか？

A 可能な限り速やかに提出してください

補助金申請にあたり概算での提出は可能ですが、可能な限り速やかに、見積書等の関係書類の差し替え等をしていただくよう、準備をお願いいたします。

※関係書類が整わないと、補助金の実地調査に向けた手続きは進みません。

Q 見積もりは何社必要になりますか？

A 最低でも2社ですが、1社でも可能となる場合もあります

補助金申請に使用する見積書については、最低でも2社以上としておりますが、被災により地域に見積もりの依頼ができる事業者が1社しかない場合等のやむを得ない場合には、1社見積もりでも協議可能となる場合がありますので、県庁までご相談ください。

Q 災害復旧費（施設）に上限、下限はありますか？

A 上限はありません。下限は80万円です

補助金の申請にあたり、上限の設定はありません。
一方で下限として、1事業につき復旧費が80万円未満になる場合は、補助の対象となりません。

※1つの建物で複数事業を運営している場合に、各事業の復旧費の合計額が80万円以上となる場合は、補助の対象となります。

Q 災害復旧の工事は、どのタイミングで着工して良いですか？

A 協議前でも着工可能です

〈建物被害の復旧の場合〉

協議書提出前の着工も可能ですが、被災状況を的確に記録するための写真等が必要となりますので、まずは県庁までご連絡ください。

※応急仮工事（復旧工事完了まで長期間が見込まれる場合に、業務再開に向けて行う必要最小限の工事）、災害復旧工事（原形復旧に向けた本復旧工事）のいずれも事前着工が可能です。

〈事業再開のための事務用品などの設備購入の場合〉

設備整備費補助金においても、協議前の備品購入等も可能ですが、被災したときの備品の状況がわかる写真が必要となります。

Q 被災前よりもプラスとなる工事は可能でしょうか？

A 可能ですが、補助金の対象とはなりません

災害復旧は、形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が原則となりますので、原形復旧以上の効用が増加する工事は、自己負担となります。（例えば、免震構造とするなど耐震性強化に要する費用や、土地のかさ上げ費用は、原形復旧の範囲を超える工事となりますので、補助金の対象とはなりません。自己負担により実施することは可能です。）

ただし、被災前の建物が昭和56年以前に建築された等により、建築基準法に定める耐震基準を満たしていなかった場合には、旧耐震基準による復旧ではなく、現行の耐震基準に適合する工事が補助対象となります

Q 被災前よりも規模を落とした復旧は可能でしょうか？

A 可能です

全半壊施設の復旧については、今後の地域での介護ニーズも踏まえ、必ずしも同規模の施設の復旧ではなく、定員を変更のうえ復旧することも考えられるため、復旧のあり方をご検討いただき、まずは指定権者（県・市町村）とよくご相談ください。

Q 現在の所在地から移転した復旧は可能でしょうか？

A 原則、認められません

災害復旧は、「原形復旧」が原則となりますので、施設位置の変更は原則として認められません。

ただし、現在地での復旧が不可能、困難、不相当と認められる場合には、移転のうえ復旧が認められることもあり、過去には、地盤の復旧・安定に長期間必要となる場合や被災後に敷地が土砂災害特別警戒区域に指定された場合などで、認められた例がありますので、県庁までご相談ください。

Q 施設の復旧の際に別のサービス種別に変更することは可能ですか？

A 認められません

災害復旧は、形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が原則となりますので、建替えの際にサービス種別を変更して復旧する場合には災害復旧の対象になりません。

ただし、必要がある場合には、県庁を通じて国までご相談ください。

Q 災害で建物が全半壊し、復旧するまでの間、事業を再開できません。元の施設を建てるまでの間、プレハブ等の仮の施設を建てて事業を行う場合、その工事費用は認められますか？

A 認められる場合があります

災害復旧は、「原形復旧」が原則となりますので、原形復旧以外となる応急仮設施設の整備は原則として認められません。

ただし、全半壊した場合には、財務省と協議の上、応急仮設施設の整備が可能となる場合もあります。ご検討されている場合は、県庁までご相談ください。

Q 地震で土地が隆起（沈下）してしまいました。補助金は申請可能でしょうか？

A 認められる場合があります

災害復旧は、原則として土地の整地費用を補助対象外としておりますが、災害によって生じた地割れ等の復旧に要する場合には、補助対象として認められる場合があります。

ただし、建物と一体として復旧する必要性がある場合など、必要最小限度の範囲に限られます。

Q 備品等の購入費用は社会福祉施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金のいずれでの申請になるのでしょうか？

A 施設と一体かどうかでご判断ください

購入される設備が施設と一体となったものであれば「社会福祉施設等災害復旧費補助金」、施設と一体ではないもの（持ち運び可能など）であれば「社会福祉施設等設備災害復旧費補助金」となります。

エアコンを例に説明しますと、天井埋め込み型であれば施設と一体として整備する必要がありますので「社会福祉施設等災害復旧費補助金」になりますし、壁掛け型であれば施設と一体とは見なせない（持ち運び可能）ため「社会福祉施設等設備災害復旧費補助金」となります。

なお、両補助金とも災害復旧費という性質上、災害復旧とは関係無い経費は補助対象となりませんので、ご注意願います。（災害とは関係のない施設の修繕や災害で破損していない備品の購入（例えば復旧作業に使用する掃除機の購入等））

Q 地震保険等の保険収入があった場合はどのようにすれば良いですか？

A 下記計算式により総事業費から控除する必要があります

施設が被災したことにより、地震保険等の保険収入が生じた場合には、被災した施設が過去に補助金等を受けたか否かにかかわらず、下記計算式により、総事業費から保険金等収入を控除する必要があります。

「総事業費」－（「保険金等収入」－「査定額」×「自己負担率」）※自己負担率は次ページ参照

なお、保険金等収入を控除した結果、補助金の下限となる80万円を下回る場合には、補助対象外となります。

また、保険金額が決定しない場合でも申請手続きを進めることができます。ただし、補助金の交付決定後に保険金額が決定した場合は、補助金の再確定と返還の手続きが必要となります。

Q 被災箇所の写真撮影について、どこまで詳細に撮影する必要がありますか？

A 下記のとおりとなります

提出する被災箇所の写真の要件としては以下のとおりです。

- ・ 実地調査において復旧内容に疑義が生じたときに説明できなければ減額査定となる場合もあり得るため（事前着手の場合は写真が主な査定資料となるため特に注意）、可能な限り詳細な写真の準備をお願いします。
- ・ 被災した箇所やその寸法等が分かるよう写真などで記録してください。（メジャーを添えるなどにより大きさ、数量が分かるようにしてください（例：亀裂・ひび割れは長さがわかるよう物差しをあてて撮影、反り、浮きはその程度がわかるように物差しをあてて撮影））
- ・ 同じような被害でも、全ての被災箇所（全景・近接）を撮影してください。また、撮影延長が長くなる場合は継ぎ写真（起点終点がわかること）とし、近接写真についてはその場所が分かるよう遠景写真も撮影してください。
- ・ ピンぼけや被災箇所の写真不足がないようにしてください。
- ・ 撮影年月日を表示するようにしてください。
- ・ 写真の説明文は写真内ではなく写真外へ記入するようにしてください。

Q 補助対象外となる施設を含む複合施設の場合、見積書等は分けないといけませんか？

A 分けなくても良い場合もあります

見積書を作成する際、補助対象外となる施設工事を分けることが合理的ではない場合にはその必要はありません。ただし、補助対象工事箇所、単価、費用が分かる費用内訳一覧などを提出していただく必要がありますが、工事の内容から、対象施設分の工事金額を算出できない場合は、「面積按分」により、補助対象経費を算出することになります。

Q 建物被害の復旧の場合の事業主負担はどうなりますか？

A 下記のとおりとなります（社会福祉法人等による設置の場合）

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター等	6分の1
老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所	4分の1
訪問看護ステーション等	2分の1

Q 事業再開のための事務用品などの設備購入の場合の補助単価はどうなりますか？

A 下記のとおりとなります

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護事業所	245万円
訪問介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	336万円
通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、福祉用具貸与事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	297.5万円
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	225万円
訪問入浴介護事業所	471万円
夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	367.5万円
認知症対応型共同生活介護事業所	267.5万円
居宅介護支援事業所、地域包括支援センター	161.2万円

Q 水道が復旧しておらず通水できないため、施設内の配管の被害を確認できません。

その場合の申請はどのようにすればよいでしょうか？

A まずは概算で補助金の申請をしてください

現時点で水道が通水できない場合には、**概算で補助金を申請**してください。その後、水道が復旧し、**本復旧に着手可能となった時点で、協議書の差し替え、関係書類の提出**をお願いします。

なお、石川県のホームページにおいて、奥能登地区の指定給水装置工事事業者、排水設備指定工事店の対応可否の状況を掲載しておりますので、ご参照ください。



<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/suidou/jisr1111ousui.r11111>

Q 施設が応急危険度判定で危険又は要注意とされ、施設が復旧可能か、建替えが必要かわかりません、支援策はありますか？

A 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金が活用可能です

社会福祉施設等**設備**災害復旧費補助金において、「耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費」を補助の対象としており、地震等で被災した建物等が復旧可能か、どのような対策が必要かを評価し、当該対策に必要な概算工事費用を算出する業務（**被災度区分判定業務**。詳細設計を実施できる事業者の確保にも有用。）**も補助の対象**となります。

なお、被災度区分判定業務については、厚生労働省において、石川県建築士事務所協会と調整しておりますので、ご希望の場合には、厚生労働省若しくは市町までお問い合わせください。

※おおよその金額は珠洲市で4,000㎡の場合約130万円。ただし、施設所在の市町、敷地面積、棟数によって、所要額は変わります。

その他、詳細については、石川県が作成している「社会福祉施設等災害復旧の手引き」（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/saigaibousai/documents/tebiki.pdf>）や、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

●災害復旧制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 施設係 03-3595-2888

●補助金等の申請にあたってのお問い合わせ

石川県 健康福祉部 長寿社会課

076-225-1416

手引き

